

福祉・介護職員等処遇改善加算等 実績報告書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	サクラエンゴウドウガイシャ			
法人名	さくらえん合同会社			
法人所在地	〒448-0049 愛知県刈谷市中手町二丁目603番地			
フリガナ	ハヤシカホ			
書類作成担当者	早矢仕華穂			
連絡先	電話番号	0566-93-3463	E-mail	kokoro@sakuraen.co.jp

2 実績報告について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

算定した加算の合計	
① 令和6年度の加算額	(a) 3,506,236 円
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加した加算額	(b) 196,595 円
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の額	(c) 0 円
② 令和6年度に賃金改善が必要な額(a - c)	(d) 3,506,236 円
③ 令和6年度の賃金改善額(②の額以上となること)	(e) 3,820,029 円
令和5年度と比較した令和6年度の増加分	
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算額(繰越分を除く。)(b - c)	(f) 196,595 円
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g) 1,315,557 円

(h)

(i)

⑧ ベースアップの実施	<input type="checkbox"/> 実施した	実施した場合、ベースアップ率	実施していない場合、やむを得ない事情	退職者が少なく、事業所の賃金構造の中で定期昇給の実施による人件費の増額が大きいことから、定期昇給と一時金の増額により対応する。
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施していない			

【記入上の注意】

- (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する福祉・介護職員の賃金改善の額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(f)の額以上となること。ただし、ベースアップのみにより行うことができない場合には、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g + hの合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和6年度の加算の影響を除いた賃金額	(j) 72,694,860 円
(ア) 令和6年度の賃金の総額	(k) 76,514,889 円
(イ) 令和6年度の賃金改善額(再掲)	(l) 3,820,029 円
② 令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(m) 71,009,776 円
(ア) 令和5年度の賃金の総額	(n) 75,460,920 円
(イ) 令和5年度の旧処遇改善加算の総額	(o) 3,104,466 円
(ウ) 令和5年度の旧特定加算の総額	(p) 794,108 円
(エ) 令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額	(q) 514,083 円
(オ) 令和6年2・3月分の処遇改善臨時特例交付金の総額	(r) 38,487 円
(カ) 令和5年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	(s) 円

【記入上の注意】

- (n)には、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算する方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
- (o)~(q)は、国民健康保険団体連合会から送付される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づいて記入すること。(r)は、国民健康保険団体連合会から送付される「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 支払通知書」及び「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 支払内訳書」に基づいて記載すること。
- ②カ(s)の独自の賃金改善額とは、令和5年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。旧3加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、新加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。②カ(s)に計上する金額がある場合には、必ず「2(3) 令和6年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

